

山口県デルタ株感染拡大防止集中対策期間が終了しますので、救命講習及び救急法指導を令和3年9月27日（月）から限定的に再開します。

救命講習及び救急法指導の対象者は、当消防組合の管轄内に居住又は、就業されている方及び団体とさせていただきます。

また、下記のとおり、感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 参加人数について

- (1) 職員が出向して指導する場合、会場規模によりソーシャルディスタンス（2m以上）が保てる人数以内とします。
- (2) 参加者が多数となる場合、指導日を数回に分けて講習を行います。

2 感染防止対策について

- (1) 講習中は必ずマスクを着用してください。
※マスクの配布は行いません。
- (2) 講習前に手指消毒及び検温を行います。
※職員が出向して講習する場合は、依頼者で消毒液を準備してください。
- (3) 定期的に窓を開放し、十分な換気にご協力ください。
- (4) 以下に該当する方は、参加を控えてください。
 - ① 発熱や咳などの症状のある方（当日、必ず検温をしてください。）
 - ② 2週間以内に新たな感染の発生が認められた地域へ往来した方
 - ③ 2週間以内に感染者又は濃厚接触者と接触した方

3 その他

- (1) 救命講習及び救急法指導の詳細は、消防本部警防救急課、柳井消防署にお問い合わせください。
- (2) 感染状況により講習内容を変更する場合があります。